



デジタル化と労働法

法学およびその関連分野



研究者所属・職名 : 法学部・教授

ふりがな はしもと ようこ

氏名 : 橋本 陽子

主な採択課題 :

- [基盤研究\(C\)「雇用政策と労働法の適用範囲」\(2016-2020\)](#)
- [国際共同研究加速基金\(国際共同研究強化\)「雇用政策と労働法の適用範囲」\(2017-2019\)](#)
- [基盤研究\(C\)「違法労働の取り締まりに関する日独の法規制と労働者概念」\(2021-2025\)](#)

分野 : 社会法学

キーワード : 労働者概念、労働時間、ドイツ労働法、EU労働法

課題

●なぜこの研究をおこなったのか？（研究の背景・目的）

デジタル化の進展により、雇用環境が大きく変わろうとしており、19世紀末の工業化の過程で誕生した労働法は、見直しを余儀なくされている。ドイツでは、2017年に連邦労働社会省が「労働4.0」という報告書をまとめた。同報告書では、デジタル化により、いつでもどこでも働くことができることになったため、従来の労働時間規制の見直しが必要であること、プラットフォームの介在する新しい就労（ウーバーやクラウドワーク）に対する労働法の適用可能性など多岐にわたるテーマについて論じられている。本研究は、かかるドイツの議論を参考に、日本の労働法制の在り方について検討を行うものである。

●研究するにあたっての苦労や工夫（研究の手法）

国際共同研究加速基金を受給することができ、2017年9月から2018年6月まで、ドイツ、ビーレフェルト大学で在外研究に従事した。ドイツ滞在中は、最新のEUおよびドイツの労働法の動向を理解するよう努めるとともに、シンポジウム等に積極的に参加し、研究者・実務家との交流に務めた。2018年3月にはサンクトペテルブルクで開かれた学会で、コンビニオーナーの労働者性について報告し、ヨーロッパ各国からの参加者と貴重な意見交換を行うことができた。帰国後は、2019年9月に、学習院大学で、ドイツの研究者・実務家5名を招へいして、ドイツ労働法のシンポジウムを開催した。



デジタル化と労働法

法学およびその関連分野

研究成果

●どんな成果がでたか？どんな発見があったか？

日独交流の成果として、2019年9月のシンポジウムの報告原稿を翻訳し、日本側のコメントを収録した『EU・ドイツの労働者概念と労働時間法』（信山社、2020年）を出版した。本書の出版により、これらのテーマに関する第一人者であるドイツ人の研究者・実務家5名の論稿を、研究代表者を含む、ドイツ労働法研究を精力的に行っている若手・中堅の研究者7名の翻訳によって、日本に広く紹介することができ、日本におけるドイツ労働法研究の人材の豊富さと水準の高さを示すことができた。

また、積極的な国際交流で得た知見を活かしながら、従来から行ってきた労働者概念に関する研究を『労働者の基本概念—労働者性の判断要素と判断方法—』（弘文堂、2021年）という単著にまとめた。本書では、労働者性の定義とその判断方法について、通説・裁判例の見解を否定するのではなく、通説・裁判例を出発点としつつ、さらに発展させることによって、デジタル化による就労形態の変化に対応することが可能であることを論じた。本書で行った作業と検討は、今後の裁判実務に一定程度の貢献を行うものであると期待している。

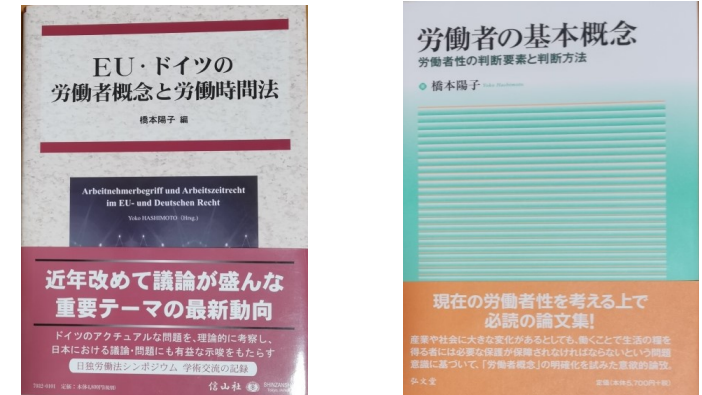


図1 本研究の成果物である書籍2冊の写真

今後の展望

●今後の展望・期待される効果

デジタル化による労働法制の見直しが必要とされる中で、もっとも基本的な問題である労働者概念と労働時間の法規制について検討を行ってきたが、2021年度からは、「違法労働の取り締まりに関する日独の法規制と労働者概念」という研究課題に取り組んでいる。これは、現在では、労働法の私法的規制の適用がもっぱら争われており、研究代表者も、この観点から労働者概念の研究をまとめたが、労働法は、本来、労働者保護を工場監督によって実現するという罰則付きの公法として誕生した。かかる公法としての労働法の現代的意義について、研究を進め、これまでの研究をさらに深化させる予定である。